

議第 199 号 おんど観光文化会館うずしお設置条例の一部を改正する条例の制定 について

1 改正の趣旨

市民負担の公平性の観点から、また、受益者負担の原則により、おんど観光文化会館うずしおの施設使用料について額の改定をするものです。

2 改正の内容

コスト算定単価の計算により算出した額と、現行の施設使用料の額との間に乖離かいが生じていることから、施設使用料の額を現行の施設使用料の額に「使用料・手数料改定の方針」で示されている乖離率に応じた改定率 1.5 を乗じた額に改定します。

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日